

## 豊橋市法定外道路に関する処理要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市が市有財産として管理する法定外道路等（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に関する道路以外のものをいう。以下同じ。）の処理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 払下げ 有償で豊橋市が所有管理する法定外道路を譲渡することをいう。
- (2) 交換 無償で豊橋市が所有管理する法定外道路と法定外道路にかわるべき市の所有していない道路敷地を付け替えることをいう。
- (3) 無償譲渡 無償で豊橋市以外のものに豊橋市が所有管理する法定外道路の所有権移転を行うことをいう。
- (4) 法定外道路に関する処理 法定外道路の払下げ、交換、無償譲渡、その他の法令に定められた法定外道路の用地処理手続をいう。

(処分)

第3条 市長は、公共の用に供さなくなった法定外道路の土地を地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5に基づき払下げ、交換及び無償譲渡することができる。

(払下げの基準)

第4条 法定外道路の隣接土地所有者が払下げを受けようとする場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当している場合、市長は、用途廃止された法定外道路を普通財産として払下げをすることができる。

- (1) 地下埋設物（水道管、下水道管、ガス管等）がある場合は、移設又は撤去が完了していること。ただし、地下埋設物の管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 法定外道路を道路以外の目的で行政財産として存置する必要がないこと。
- (3) 隣接土地所有者及び地元自治会長からの払下げに対する同意を得ていること。
- (4) 法定外道路と隣接する土地との境界がすべて確定していること。
- (5) 交差点から交差点までの一括廃止であること。ただし、部分的に廃道すべき相当な理由があり、対象路線に隣接している土地所有者の部分廃止及び払下げを受けることに対する同意を得た場合は、この限りではない。

(払下げ申請者の要件)

第5条 法定外道路の払下げ申請をすることができる者（以下「払下げ申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法定外道路の隣接土地所有者
- (2) 法定外道路を一体的に利用することができる者

(払下げ申請)

第6条 払下げ申請者は、払下げ調査依頼書（様式第1）を市長に提出し、払下げ条件書（様式第2）を市長から受理しなければならない。

- 2 払下げ申請者は、払下げ条件書を受理後、用途廃止申請書（様式第3）及び払下げ申請書（様式第4）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、用途廃止申請書を省略することができる。
- 3 市長は、用途廃止申請書を受理し用途廃止を決定したときは、用途廃止申請者に対し用途廃止決定通知書（様式第5）を交付するものとする。
- 4 市長は、払下げ申請書を受理し払下げを決定したときは、払下げ申請者に対し払下げ決定通知書（様式第6）を交付するものとする。

(払下げに係る費用等の負担)

第7条 払下げに係る費用等は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める費用等を負担する。

- (1) 豊橋市 払下げ土地の表題登記費用、保存登記費用、分筆登記費用及び地積更正登記費用
- (2) 申請者 次に掲げる費用等
  - ア 払下げ土地の測量費用、所有権移転登記費用
  - イ 払下げ土地に係る代金、土地売買契約に要する印紙代、登録免許税、不動産取得税
  - ウ ア及びイ並びに前号に掲げるもの以外の費用

(払下げ価格)

第8条 払下げ価格は、市長の定める価格で払下げるものとする。

(土地売買契約)

第9条 市長は、法定外道路の払下げを決定したときは、土地売買契約書(様式第7)を作成し、土地の売買契約を締結するものとする。

2 払下げ申請者は前項に規定する売買契約後、市長の発行する納入通知書により本市が定めた納期限までに売買代金を納付しなければならない。

(払下げによる所有権移転登記等)

第10条 市長は、売買代金の納付のあった時点で、土地の所有権移転があったものとし、所有権移転登記に必要な書類を払下げ申請者に交付するものとする。

- 2 所有権移転登記は、払下げ申請者又は払下げ申請者の委任を受けた者が行うものとする。
- 3 払下げ申請者は、所有権移転登記が完了したときは、速やかに払下げ土地の全部事項証明書の写し、又は登記識別情報通知の写しを市長に提出するものとする。

(交換の基準)

第11条 法定外道路の隣接土地所有者がその機能を付け替えようとする場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当している場合、市長は、用途廃止された法定外道路を豊橋市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第16号)第2条に基づき、普通財産として交換することができる。

- (1) 付け替える道路の機能は、法定外道路の機能が十分に回復されていること。
- (2) 付け替える道路が建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路として取り扱われる場合は、付け替える道路に接続する土地所有者の道路後退に対する同意を得ていること。
- (3) 付け替える道路敷地には、所有権以外の権利等が設定されていないこと。
- (4) 付け替えを行うことにより、道路に接続しない非接道地ができないこと。ただし非接道地になる土地の所有者の非接道地になることに対する同意を得た場合はこの限りではない。
- (5) 隣接土地所有者及び地元自治会長からの交換に対する同意を得ていること。
- (6) 付け替える道路の境界と法定外道路の境界がすべて確定していること。
- (7) 廃止する道路に地下埋設物(水道管、下水道管、ガス管等)が付設されている場合においては、地下埋設物の管理者と協議を行い管理者の指示に従っていること。

(交換申請者の要件)

第12条 法定外道路と自己所有土地の交換申請ができる者(以下「交換申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法定外道路の隣接土地所有者又は、法定外道路を一体的に利用することができる者
- (2) 自己所有の土地を道路として法定外道路の代わりに提供することができる者

(交換申請)

第13条 交換申請者は、交換調査依頼書(様式第8)を市長に提出し、交換条件書(様式第9)を受理しなければならない。

2 交換申請者は、前項に規定する交換条件書を受理後、交換申請書(様式第10)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、交換申請書を受理し交換を決定したときは、交換申請者に対し交換決定通知書(様式第11)を交付するものとする。

(交換に係る費用の負担)

第14条 交換に係る費用は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める費用等を負担する。

(1) 豊橋市 法定外道路の表題登記費用、保存登記費用、分筆登記費用及び地積更正

登記費用並びに付け替える道路の所有権移転登記費用

(2) 申請者 次に掲げる費用等

ア 付け替える道路及び法定外道路の測量費用

イ 付け替える道路の築造及び分筆登記費用

ウ 法定外道路の所有権移転登記費用

エ 土地無償交換契約書に要する印紙代、登録免許税、不動産取得税

オ アからエまで及び前号に掲げるもの以外の費用

(交換に伴う土地の価格)

第15条 交換に伴う土地の価格は等価とする。

(土地無償交換契約)

第16条 市長は、法定外道路と付け替える道路の交換が決定したときは、土地無償交換契約書(様式第12)を作成し、土地の無償交換契約を締結するものとする。

(交換による所有権移転登記等)

第17条 市長は、無償交換契約の締結をした時点で、土地の所有権移転があったものとし、所有権移転登記に必要な書類を交換申請者に交付するものとする。

2 交換申請者は、無償交換契約の締結をした時点で、土地の所有権移転があったものとし、所有権移転登記に必要な書類を市長に提出するものとする。

3 所有権移転登記は、無償交換契約の締結後、本市の所有に帰する土地は市長が行うものとし、交換申請者の所有に帰する土地は交換申請者が行うものとする。

4 交換申請者は、交換申請者の所有に帰する土地の所有権移転登記が完了したときは、速やかに土地の全部事項証明書の写し、または登記識別情報通知の写しを市長に提出するものとする。

(無償譲渡の基準)

第18条 法定外道路の隣接土地所有者が無償譲渡を受けようとする場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当している場合、市長は、用途廃止された法定外道路を豊橋市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第16号)第3条に基づき、普通財産として無償譲渡をすることができる。

(1) 本市が無償譲渡する土地に代わる道路用地の寄附受納をしていること。

(2) 本市が寄附受納した土地の起点と無償譲渡する土地の起点は同一路線であること。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(3) 本市が寄附受納した土地の終点と無償譲渡する土地の終点は同一路線であること。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(4) 無償譲渡することにより、道路に接続しない非接道地ができないこと。ただし非接道地になる土地の所有者の非接道地になることに対する同意を得た場合は、この限りではない。

- (5) 隣接土地所有者及び地元自治会長からの無償譲渡に対する同意を得ていること。
- (6) 無償譲渡する土地の境界がすべて確定していること。
- (7) 無償譲渡する土地に地下埋設物（水道管、下水道管、ガス管等）が付設されている場合においては、地下埋設物の管理者と協議を行い管理者の指示に従っていること。

（無償譲渡申請者の要件）

第19条 法定外道路の無償譲渡申請をすることができる者（以下「無償譲渡申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法定外道路の隣接土地所有者で、無償譲渡する土地に代わる道路用地の寄附をしている者又はその相続人その他の包括承継人である者
- (2) 法定外道路を一体的に利用することができる者で、無償譲渡する土地に代わる道路用地の寄附をしている者又はその相続人その他の包括承継人である者

（無償譲渡に伴う寄附受納の要件）

第20条 市長が新たに設けられた法定外道路の土地を寄附申請者から寄附受納する場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 寄附受納する施設及び工作物は、無償譲渡する法定外道路の機能が十分に回復されていること。
- (2) 豊橋市道路用地寄附取扱要綱に従っていること。

（無償譲渡申請）

第21条 無償譲渡申請者は、無償譲渡調査依頼書（様式第13）を市長に提出し、無償譲渡条件書（様式第14）を受領しなければならない。

2 無償譲渡申請者は、無償譲渡条件書を受領後、無償譲渡申請書（様式第15）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、無償譲渡申請書を受領し無償譲渡を決定したときは、申請者に対し無償譲渡決定通知書（様式第16）を交付するものとする。

（費用の負担等）

第22条 無償譲渡に係る費用は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める費用等を負担する。

(1) 豊橋市 法定外道路の表題登記費用、保存登記費用、分筆登記費用及び地積更正登記費用

(2) 申請者 次に掲げる費用等

ア 法定外道路の測量費用、所有権移転登記費用、

イ 土地無償譲渡契約書に要する印紙代、登録免許税、不動産取得税

ウ ア及びイ並びに前号に掲げるもの以外の費用

（無償譲渡契約）

第23条 市長は、法定外道路の無償譲渡が決定したときは土地無償譲渡契約書（様式第17）を作成し、土地の無償譲渡契約を締結するものとする。

（無償譲渡による所有権移転登記等）

第24条 市長は、無償譲渡契約の締結をした時点で、土地の所有権移転があったものとし、所有権移転登記に必要な書類を無償譲渡申請者に交付するものとする。

2 所有権移転登記は、無償譲渡申請者又は無償譲渡申請者の委任を受けた者が行うものとする。

3 無償譲渡申請者は、所有権移転登記が完了したときは、速やかに無償譲渡土地の全部事項証明書の写し、又は、登記識別情報通知の写しを市長に提出するものとする。

（その他）

第25条 市長が特に必要と認めるものについては、前各条の規定に関わらず払下げ、交換、無償譲渡することができる。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、法定外道路管理に関する処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

様式第1

豊橋市長 様

令和 年 月 日

依頼者 住 所

氏 名

払 下 げ 調 査 依 頼 書

下記のとおり道路敷地を用途廃止のうえ払下げていただきたく、豊橋市法定外道路に関する処理要綱第6条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請しますので調査されるよう依頼します。

記

1. 所在地 豊橋市

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	払下面積 (㎡)	取得者

2. 払下げを受けようとする理由

3. 添付書類

位置図 (1/10000程度)、案内図 (1/2500程度)、公図写、公図写合成図 (所有者入り)、求積図 (公図求積でも可)、現況平面図 (撮影方向入り)、写真、全部事項証明書 (写し) または登記事項要約書 (申請地と申請地の隣接土地)

# 払下げ条件書

様

豊橋市長

年 月 日付で払下げ調査依頼書の提出がありました件につきましては、下記のとおり条件をつけます。

記

以上

## 1. 所在地 豊橋市

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	払下面積 (㎡)	備考

## 2. 条件

様式第3

豊橋市長 様

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

用途廃止申請書

下記のとおり道路敷地について、用途を廃止していただきたく、豊橋市法定外道路に関する処理要綱第6条第2項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1. 所在地 豊橋市

町	字	地番	地目	面積 (㎡)	備考

2. 申請理由

3. 添付書類

位置図 (1/10000程度)、案内図 (1/2500程度)、公図写、公図写合成図 (所有者入り) 求積図 (公図求積でも可)、現況平面図 (撮影方向入り)、同意書 (隣接土地所有者、地元自治会長)、写真、全部事項証明書 (写し) または登記事項要約書 (申請地と申請地の隣接土地)



様式第4

豊橋市長 様

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

払 下 げ 申 請 書

下記のとおり 道路敷地を用途廃止のうえ 豊橋市所有の土地を 払下げていただきたく、豊橋市法定外道路に関する処理要綱第6条第2項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。なお、処分に係る法律的手続きについては、今後市の指示に従います。

記

1. 所在地 豊橋市

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	払下面積 (㎡)	備考

2. 払下げを受けようとする理由

3. その他参考事項

- (イ) 使用状況 として一体利用
- (ロ) 始 期 年 月頃
- (ハ) 処分要望 隣接地の土地所有者として払下げを要望

4. 添付書類

誓約書、同意書（隣接土地所有者、地元自治会長）、位置図（1/10000程度）、案内図（1/2500程度）、公図写、公図写合成図（所有者入り）、用地測量図、求積図、現況平面図（撮影方向入り）、写真、全部事項証明書（申請地）、登記事項要約書（申請地の隣接土地）、法人全部事項証明書（法人の場合）

様

豊橋市長

用 途 廃 止 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました下記の用地については、用途廃止の決定をいたしましたので豊橋市法定外道路管理に関する処理要綱第6条第3項の規定に基づき通知します。

記

土地の表示		豊橋市 町		
字	地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	備考

様式第6

令和 年 月 日

様

豊橋市長

## 払下げ決定通知書

年 月 日付で申請のありました下記の用地については、用途廃止のうえ払下げの決定をいたしましたので豊橋市法定外道路管理に関する処理要綱第6条第4項の規定に基づき通知します。

記

土地の表示 豊橋市 町						
字	地番	地目	登記面積(m <sup>2</sup> )		払下面積(m <sup>2</sup> )	備考

様式第7

## 土地売買契約書

令和 年 月 日

売主 住所 豊橋市今橋町1番地  
氏名 豊橋市長 ⑩

買主 住所  
氏名 ⑩

売出人 豊橋市長 を売主とし、買受人 を買主として、下記物件  
につき別紙条項により売買契約を締結する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、互いに記名押印して、それぞれ1通を所持する。

### 記

#### 1. 物件の表示

土地の所在	地目	地積 (㎡)

#### 2. 売買代金

金 円

## 契 約 条 項

(信義誠実の義務)

第1条 売主買主の両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 円とする。

(代金の納付)

第3条 買主は、売買代金を売主の発行する納入通知書の発行日より15日以内に豊橋市指定金融機関または豊橋市収納代理金融機関に納付しなければならない。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は豊橋市契約規則第7条第1項第5号の規定により免除する。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、買主が売買代金を完納したときに買主に移転するものとする。

(売買物件の引渡)

第6条 売買物件は、前条に定める所有権が移転したとき、別に何等の手続きをしないで完全に引き渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 売買物件の所有権移転登記の手続きは買主が行うものとする。この場合の登録免許税は、買主の負担とする。

(危険負担)

第8条 買主は、本契約締結のときから売買物件の所有権移転のときまでにおいて、当該物件が売主の責めに帰することができない事由により滅失または毀損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、本契約締結後、売買物件に数量の不足、その他契約の内容に適合しないものあることを発見しても、これを理由として売主に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求をし、または契約を解除することができないものとする。

(期限の利益の喪失)

第10条 次の各号に掲げる事由が一つでも買主に生じた場合には、当該事由が生じた時点において、買主は、本契約に係る債務について期限の利益を当然に失い、売主に直ちに弁済する義務を負う。

- (1) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 売主が買主に対して有する債権について、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令若しくは通知が発せられたとき。

2 次の各号に掲げる事由が一つでも買主に生じた場合には、売主の請求により、買主は、本契約に係る債務について期限の利益を失い、売主に直ちに弁済する義務を負う。

- (1) 本契約に係る債務について、一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 本契約に関して設定した担保の目的物について、差押え又は競売手続の開始があったとき。
- (3) 買主の所在が不明となったとき。
- (4) 売主が債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき。

3 本契約に保証人がいる場合において、当該保証人につき、第1項第1号又は第2号に掲げる事由が生じた場合には、売主の買主に対する請求により、買主は、本契約に係る債務について期限の利益を失い、売主に直ちに弁済する義務を負う。

(豊橋市による相殺)

第11条 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって買主が売主に対する債務を弁済しなければならない場合には、売主は、その債務と買主が売主に対して有する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、その対当額にていつでも相殺することができる。

2 売主が前項により相殺を行う場合の債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺実行の日までとする。なお、利息、損害金等の利率について買主と売主との間に別の定めがない場合には豊橋市の定めによるものとする。

(充当の指定)

第12条 前条により相殺を行う場合において、買主の売主に対して有する債権が、本契約に係る債務のすべてを消滅させるに足りないときは、売主が充当方法を決定し、買主に通知するものとする。この場合において、買主は充当方法に異議を述べることができないものとする。

(契約の解除)

第13条 売主は、買主が契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除すること

ができ、又は売主は買主から買い戻すことができるものとする。この場合、買主は何等異議の申し立てをすることができないものとする。

2 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

3 売主は、前項の規定により契約を解除した場合は、これによって生じた売主の損害の賠償を買主に請求することができる。

4 売主は、第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これによって買主に生じた損害について、何ら賠償ないし補償はしない。

（買戻価額）

第14条 売主が前条の規定により買い戻す場合の買戻価額は、売買代金及び本契約の締結に要した費用の合計額とする。

2 前項の買戻価額には利息を付さないものとする。

（損害賠償）

第15条 買主は、本契約に定める義務を履行しないため売主に損害を与えたときは、そ

の損害に相当する金額を損害賠償として売主に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 買主は、第13条の規定により本契約を解除された場合において、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要経費及びその他の費用があってもこれを売主に請求しないものとする。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結に要する費用は買主の負担とする。

(公租公課の負担等)

第18条 売買物件にかかわる所有権移転完了後の公租公課は、すべて買主の負担とする。

(疑義等の決定)

第19条 本契約に定めのない事項及び契約に関して疑義が生じたときは、売主買主双方協議のうえ円滑に解決をはかるものとする。



様式第8

豊橋市長 様

令和 年 月 日

依頼者 住 所

氏 名

交 換 調 査 依 頼 書

下記のとおり道路敷地を用途廃止のうえ交換していただきたく、豊橋市法定外道路管理に関する処理要綱第13条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請しますので調査されるよう依頼します。

記

1. 所在地

豊橋市が交換に供する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	交換面積 (㎡)	備考

が交換に供する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	交換面積 (㎡)	備考

2. 添付書類

位置図 (1/10000程度)、案内図 (1/2500程度)、公図写、公図写合成図 (所有者入り)、求積図 (公図求積でも可)、現況平面図 (撮影方向入り)、写真、全部事項証明書 (写し) または登記事項要約書 (交換に供する土地と豊橋市が交換に供する土地に隣接している土地)

# 交換条件書

様

豊橋市長

年 月 日付で交換調査依頼書の提出がありました件につきましては、下記のとおり条件をつけます。

## 記

### 1. 所在地

豊橋市が交換に供する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	交換面積 (㎡)	備考

が交換に供する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	交換面積 (㎡)	備考

### 2. 条件

様式第10

豊橋市長 様

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

## 交 換 申 請 書

下記のとおり道路敷地を用途廃止のうえ交換していただきたく、豊橋市法定外道路管理に関する処理要綱第13条第2項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。なお、処分に係る法律的手続きについては、今後市の指示に従います。

記

### 1. 所在地

豊橋市が交換に供する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	交換面積 (㎡)	備考

が交換に供する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	交換面積 (㎡)	備考

### 2. 交換を受けようとする理由

### 3. その他参考事項

(イ) 使用状況 として一体利用

(ロ) 始 期 年 月頃

(ハ) 処分要望 隣接地の土地所有者として交換を要望

### 4. 添付書類

同意書（隣接土地所有者、地元自治会長）、位置図（1/10000程度）、案内図（1/2500程度）、公図写、公図写合成図（所有者入り）、用地測量図、求積図、現況平面図（撮影方向入り）、写真、全部事項証明書（交換に供する土地）、登記事項要約書（豊橋市が交換に供する土地に隣接している土地）、法人全部事項証明書（法人の場合）

様

豊橋市長

## 交 換 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました下記の用地については、交換の決定をいたしましたので豊橋市法定外道路管理に関する処理要綱第 13 条第 3 項の規定に基づき通知します。

### 記

豊橋市が交換に供する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	交換面積 (㎡)	備考

が交換に供する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	交換面積 (㎡)	備考

# 土地無償交換契約書

令和 年 月 日

甲 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市長

印

乙

印

豊橋市長 を甲とし、 を乙として、下記土地につき裏面条項により土地無償交換契約を締結する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、互いに記名押印して、それぞれ1通を所持する。

## 記

豊橋市が交換に供する土地

土地の所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
	計	

が交換に供する土地

土地の所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
	計	

## 契 約 条 項

- 第1条 甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 第2条 甲乙両者が交換に供する物件は、表記のとおりとする。
- 第3条 甲乙両者は本契約締結までに相互に交換する物件について先取特権、その他所有権を制限する一切の権限を除去しなければならない。
- 第4条 甲乙両者が交換によって取得する物件の価格の差が生ずるも、その差額請求の権利は放棄するものとする。
- 第5条 表記の交換物件の所有権は、本契約の締結と同時にそれぞれ相手方に移転するものとする。
- 第6条 表記の交換物件の所有権移転登記は、本契約締結後甲の所有に帰する土地は甲が行うものとし、乙の所有に帰する土地は乙が行うものとする。また、本契約および乙の所有に帰する土地の所有権移転登記に要する経費はすべて乙の負担とする。
- 第7条 本契約締結後、交換物件に差異があるも甲は一切その責めに任じないものとする。
- 第8条 甲は、乙が契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合、乙は何等異議の申し立てをすることができないものとする。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - 3 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
  - 4 甲は、第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これによって乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償はしない。

第9条 本契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

様式第13

豊橋市長 様

令和 年 月 日

依頼者 住 所

氏 名

無 償 譲 渡 調 査 依 頼 書

下記のとおり道路敷地を用途廃止のうえ無償譲渡していただきたく、豊橋市法定外道路管理に関する処理要綱第21条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請しますので調査されるよう依頼します。

記

1. 所在地

豊橋市が 無償譲渡する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	譲渡面積 (㎡)	備考

が豊橋市に寄附した土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	寄附面積 (㎡)	寄附年月日

2. 添付書類

位置図 (1/10000程度)、案内図 (1/2500程度)、公図写、公図写合成図 (所有者入り)、求積図 (公図求積でも可)、現況平面図 (撮影方向入り)、写真、土地全部事項証明書 (写し) または登記事項要約書 (交換に供する土地と豊橋市が交換に供する土地に隣接している土地)



# 無償譲渡条件書

様

豊橋市長

年 月 日付で無償譲渡調査依頼書の提出がありました件につきましては、下記のとおり条件をつけます。

記

## 1. 所在地

豊橋市が 無償譲渡する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	譲渡面積 (㎡)	備考

が豊橋市に寄附した土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	寄附面積 (㎡)	寄附年月日

## 2. 条件

様式第15

豊橋市長 様

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名

## 無償譲渡申請書

下記のとおり道路敷地を用途廃止のうえ無償譲渡していただきたく、豊橋市法定外道路管理に関する処理要綱第21条第2項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。なお、処分に係る法律的手続きについては、今後市の指示に従います。

記

### 1. 所在地

豊橋市が 無償譲渡する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	譲渡面積 (㎡)	備考

が豊橋市に寄附した土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	寄附面積 (㎡)	寄附年月日

### 2. 無償譲渡を受けようとする理由

### 3. その他参考事項

(イ) 使用状況 として一体利用

(ロ) 始 期 年 月頃

(ハ) 処分要望 隣接地の土地所有者として無償譲渡を要望

### 4. 添付書類

同意書（隣接土地所有者、地元自治会長）、位置図（1/10000程度）、案内図（1/2500程度）、公図写、公図写合成図（所有者入り）、用地測量図、求積図、現況平面図（撮影方向入り）、写真、全部事項証明書（申請地、寄附土地）、登記事項要約書（申請地の隣接土地）法人全部事項証明書（法人の場合）

様

豊橋市長

### 無償譲渡決定通知書

年 月 日付で申請のありました下記の用地については、無償譲渡の決定をいたしましたので豊橋市法定外道路管理に関する処理要綱第21条第3項の規定に基づき通知します。

#### 記

豊橋市が 無償譲渡する土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	譲渡面積 (㎡)	備考

が豊橋市に寄附した土地

町	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	寄附面積 (㎡)	寄附年月日

## 土地無償譲渡契約書

令和 年 月 日

甲 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市長 ⑩

乙  
⑩

豊橋市長 を甲とし、 を乙として、下記土地につき裏  
面条項により、土地無償譲渡契約を締結する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、互いに記名押印して、それぞ  
れ1通を所持する。

### 記

豊橋市が に無償譲渡する土地

土地の所在	地目	地積 (㎡)
	計	

## 契 約 条 項

- 第1条 甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 第2条 甲が無償譲渡に供する物件は、表記のとおりとする。
- 第3条 甲が表記の物件を無償とした理由は                    な土地                    m<sup>2</sup>を乙から道路管理者へ無償提供したので、その代償として譲渡するものとする。
- 第4条 表記の物件の所有権は、本契約の締結と同時に乙へ移転するものとする。
- 第5条 表記の物件の所有権移転登記は、本契約締結後甲が行うものとする。ただし、本契約および乙の所有に帰する土地の所有権移転登記に要する経費はすべて乙の負担とする。
- 第6条 甲は、乙が契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合、乙は何等異議の申し立てをすることができないものとする。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 3 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 4 甲は、第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これによって乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償はしない。

第7条 本契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。